

随意契約理由書

件名	有野六甲線道路防災対策工事(16・17工区)	
契約の相手方	株式会社ゴショー	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、有野六甲線において、既存石積の老朽化に伴い、石積のはらみ出し、路肩へのクラックによる段差が生じており、速やかに防災対策を施す必要がある。</p> <p>工事契約にあたり、令和3年2月12日に競争入札を付したが、同年2月26日の開札の結果、全者辞退のため、入札中止となった。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当することから、上記業者と本工事の随意契約を行い、早期着手する。</p> <p>当該業者は、現在、近隣で有野六甲線道路防災対策工事(7工区)(工期:令和2年6月23日～令和3年5月31日)を施工中であり、現地に精通し、資機材の調達など臨機な対応や、緊急かつ確実な施工が期待でき、法面对策工事の経験が豊富であるため、早期の完了が期待できるため、本業者を選定した。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 北建設事務所	(電話番号 078-981-5191)